

## 春日井市街づくり活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、春日井市街づくり支援要綱（平成21年4月1日施行。以下「支援要綱」という。）第4条の規定により認定された街づくり推進団体（以下「推進団体」という。）に対し、支援要綱第12条第1項第4号の規定による助成金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成期間)

第2条 助成の対象となる期間は、支援要綱第12条第2項本文に定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援要綱第12条第2項ただし書の規定による支援期間を延長する場合又は同条第3項の規定による支援を行う場合は、別に助成の対象となる期間を定めることができる。

(助成対象経費等)

第3条 助成の対象となる経費、助成金の額及び助成金の限度額は、春日井市街づくり支援要綱に関する基準（平成21年4月1日施行）第3条第1項から第3項までに規定するところによる。

(申請の期日)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の1月末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号に規定する助成金交付申請書に添付すべき書類は、街づくり推進団体認定通知書の写しとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付の決定通知を受けた日から10日以内とする。

(助成金の交付方法)

第7条 助成金は、規則第4条の規定による助成金の交付の決定をした後、推進団体の請求に基づき、当該交付の決定の額の2分の1を超えない範囲の額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき助成金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、年度ごとに補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、助成を受けて行う活動の完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

(検査等)

第9条 市長は、推進団体に対し、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、助成金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。